

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月5日（火）第53号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）  
（人事課取扱い） 1
- 公共測量の終了  
（監理課取扱い） 1
- 人 事 委 員 会 規 則
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（総務課取扱い） 1
- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（職員課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示  
（生活安全企画課取扱い） 2

## 告 示

## 鹿児島県告示第470号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和元年11月5日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和元年10月3日から適用する。

令和元年11月5日

鹿児島県知事 三反園訓

表各部・各種委員会共通の部非常勤警備員の項中「5,880円」を「6,010円」に、「8,910円」を「9,100円」に改める。

## 鹿児島県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から令和元年6月18日鹿児島県告示第141号で告示した公共測量の実施は、令和元年8月30日終了した旨の通知があった。

令和元年11月5日

鹿児島県知事 三反園訓

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

## 鹿児島県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和36年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第22条の3」に改める。

第22条の見出しを「（選考による採用）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、

同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の採用は、選考によるものとする。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の採用に係る選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び任命権者が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

第25条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が条件付採用期間の開始後1月間において、実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用期間が当該職員の任期を超えることとなる場合においては、当該職員の任期とする。

第26条中「次の各号の一に該当する場合において」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条各号中「場合」を「とき」に改める。

第28条第1項に次の1号を加える。

(6) 会計年度任用職員の採用に係る選考の実施

第28条第2項中「前項」の次に「（第6号を除く。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、第1項第6号の規定による採用に係る選考の実施結果について報告を求めることができる。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 任命権者は、この規則の施行の日前においても、改正後の職員の任用に関する規則第22条第2項に規定する会計年度任用職員の採用に必要な準備行為をすることができる。

.....

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月5日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第4号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同条第2項中「並びに第11号及び第12号」を「及び第10号」に、「第7号に該当する場合においては医師の証明等に基づき最小限度必要な時間又は期間、第8号」を「第7号」に、「第9号」を「第8号」に、「第10号」を「第9号」に、「第13号及び第15号」を「第11号及び第13号」に、「第14号」を「第12号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第78号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年11月5日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pバジリスク2MA	株式会社メーシー	9P1105
ぱちんこ遊技機	P蒼天の拳双龍SFB	サミー株式会社	9P1183
ぱちんこ遊技機	P一騎当千斬SSV1F	株式会社高尾	9P1226
ぱちんこ遊技機	Pルパン三世LASTGOLD9 BU3S	株式会社平和	9P0309
ぱちんこ遊技機	P戦国乙女59BU2S	株式会社アムテックス	9P0292
ぱちんこ遊技機	PAぶいぶい!ゴジラN-K1	株式会社ニューギン	9P1067
ぱちんこ遊技機	PAぶいぶい!ゴジラN4-K6	株式会社ニューギン	9P1153
回胴式遊技機	S/沖ドキ!2/SA-30	株式会社アクロス	8S1437
回胴式遊技機	S/沖ドキ!2/NA	株式会社アクロス	8S1344
回胴式遊技機	S花伝M4	株式会社アムテックス	9S1112